

## 役員報酬規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人中野あいいく会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用並びに退職慰労金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち専ら役員の業務を行う為に原則的に週4日以上かつ週30時間以上勤務する者をいう。また、常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれるものをいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

- 第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
  - 3 職員の立場を有する理事に対しては報酬を支給しない。
  - 4 前項にいかわらず、勤務を要する時間外で理事としての職務を執行し、職員としての給与等が支給されない場合は、職員の立場を有する理事に対し、報酬等を支給することができる。

### (報酬の額の決定)

- 第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間2000万円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

- 第5条 理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）以外の理事（以下「その他理事」という。）が理事会及び評議員会に出席した時は、別表1により出席報酬を支給する。
- 2 評議員が評議員会に出席した時は、別表1により出席報酬を支給する。
  - 3 第1項及び第2項による理事会及び評議員会の出席報酬は、以下の場合においても支給する。
    - (1) オンライン開催
    - (2) 社会福祉法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項及び社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条に規定するみなし決議（予算及び決算に係る決議に限る）。
  - 4 職員の立場を有する理事に対しては、前項第2号の場合は出席報酬を支給しない。

(理事長等の勤務報酬等)

- 第6条 理事長等の勤務報酬は別表2に定める額とする。
- 2 理事長等には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は社会福祉法人中野あいいく会給与等支給規則第9条(6)に準じる。

(監事の報酬)

- 第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときには、別表1により出席報酬を支給する。
- 2 監事が監事監査等の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支給する。

(業務報酬等)

- 第8条 その他理事及び監事並びに評議員が理事会及び評議員会の出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支給する。

(旅費等の支給)

- 第9条 この法人は、役員及び評議員が理事会及び評議員会の出席以外の日において、理事長の命を受けて法人業務の為に出張する場合は別表4により出張旅費等を支給する。また、必要により事前に概算額を支給し出張終了後精算することができる。
- 2 旅費は実費とする。

(退職慰労金の支給)

第 10 条 理事長等が任期満了又は辞任により退職したときは、別表 5 の算定の通り在任中の職務執行の対価として退職慰労金を支給する。

(役員及び評議員の職務証跡)

第 11 条 役員及び評議員は、法人職務証跡資料として、業務報告書及び出勤簿の作成に協力するものとする。

(報酬等の支給日)

第 12 条 常勤役員の報酬は、毎月 25 日に支給する。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、前日に支給する。

- 2 非常勤役員の内、理事長および業務執行理事の任にあたるものは、次月 10 日に支給する。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、前日に支給する。
- 3 その他理事及び監事並びに評議員の報酬は、会議出席の都度支給する。なお、理事会及び評議員会が引き続き開催される場合の出席報酬は理事会出席報酬を優先する。
- 4 その他の理事及び監事並びに評議員の出席報酬以外の報酬等は原則的にその都度支給する。

(報酬等の支給方法)

第 13 条 報酬及び費用は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意があるときは、本人名義の金融機関口座へ振り込む方法によることができる。

(公表)

第 14 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 の 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。



別表1 (出席報酬)

種別	区分	報酬
理事会出席報酬	その他理事	11,000円
	監事	11,000円
評議員会出席報酬	評議員	11,000円
	その他理事	11,000円
	監事	11,000円

\*金額は、源泉徴収税を引いた支給額とする。

別表2 (勤務報酬)

種別	区分	報酬
理事長	常勤	月額 400,000円
	非常勤	日額 20,000円
業務執行理事	常勤	月額 360,000円
	非常勤	日額 18,000円
通勤手当	常勤	月額 社会福祉法人中野あいいく会 給与等支給規則第9条(6)に準じる
	非常勤	日額

\*就任月または退任月等で任期期間が1月に満たない場合は、前職立場及び区分を優先する。

別表3 (監事等の報酬等)

種別	区分	報酬	旅費
監事監査指導報酬等	非常勤	日額 21,000円	
その他理事及び監事業務報酬	非常勤	時給 2,000円	実費
評議員業務報酬	非常勤	時給 2,000円	実費

\*金額は、源泉徴収税を引いた支給額とする。

別表4 (旅費等)

内容	費用
旅費	実費
宿泊費	10,000円

別表5 (理事長及び業務執行理事の退職慰労金)

種別	退職慰労金算定方法
常勤	在任期間中の各1年の基礎額（月額報酬×0.522）を合算して得た額
非常勤	在任期間中の各1年の基礎額(年間報酬合算額／12)×0.522を合算して得た額

\*各1年とは、4月から3月までの12月とする。

\*常勤の場合12月に満たない年の基礎額は、(月額報酬／12×在任月数×0.522)とする。

